



三重県公報

平成28年1月15日(金)

第 2767 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	2
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	2
30	三重県と滋賀県の境界に所在する道路の管理及び費用負担について滋賀県と協議が成立した旨	(道路管理課)	2
31	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築開発課)	3
32	証紙の販売所の新設の承認	(出納局)	4
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	5
	土地改良区の解散認可	(農地調整課)	5
	土地改良区清算人の就任の届出	(同)	5
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	5
	労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇用対策課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(教育委員会)	10
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	10
	同件	(同)	16

告 示

三重県告示第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410201434	一般社団法人 こたつ	四日市市青葉町 800 番 89	こたつ	四日市市青葉町 800 番 89	居宅介護	平成 28 年 1 月 1 日
2410701425	株式会社ホーム ケア南郊	松阪市久保町 1855 番地 149	ホームケア南 郊	松阪市久保町 1553 番地 2 コー ポ南郊 A203	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 28 年 1 月 1 日
2420701431	株式会社ホーム ケア南郊	松阪市久保町 1855 番地 149	ホームケア南 郊	松阪市久保町 1801 番地 1	共同生活援助	平成 28 年 1 月 1 日
2410502294	株式会社みや まラボ	津市久居一色町 174-5	就労継続支援 B 型 事業所 匠	津市大門 18-7	就労継続支援 B 型	平成 28 年 1 月 1 日
2410701441	有限会社やま ざくら	松阪市塚本町 3 番地 3	手と手	松阪市塚本町 3 番地 3	就労継続支援 B 型	平成 28 年 1 月 1 日
2410900167	社会福祉法人 有明の里	鳥羽市相差町字 神田 1122 番地 10	有明の里 お おさか作業所	鳥羽市相差町 2120 番地 67	就労継続支援 B 型	平成 28 年 1 月 1 日

三重県告示第 29 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2410900142	有明の里 有限 会社	鳥羽市相差町 1878 番地 1	有明の里 お おさか事業所	鳥羽市相差町 2120 番地 67	就労継続支援 B 型	平成 27 年 12 月 31 日

三重県告示第 30 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 19 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の規定により、滋賀県（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）の境界に所在する道路の管理及び費用の負担について、甲と乙の協議が成立した内容は、次のとおりです。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

（境界地の道路の管理及び権限の代行）

第 1 条 この協定の対象となる境界地の道路は次のとおりとし、甲及び乙はそれぞれ次の区域を管理し、道路法第 27 条第 4 項の規定による道路管理者の権限を代行する。

甲が管理する道路

路 線 名	区 域	橋 長	備 考
主要地方道 伊賀信楽線 （両国橋）	起点 滋賀県甲賀市信楽町神山 2558-1 地先 終点 三重県伊賀市横山字奥ノ小野 3638-4 地先	14.5m	別図 1

乙が管理する道路

路線名	区域	橋長	備考
主要地方道 伊賀信楽線 (境橋)	起点 三重県伊賀市横山字野ノ平 3613-1 地先 終点 滋賀県甲賀市信楽町神山 2529 地先	7.0m	別図 2

(費用の負担)

第2条 道路の改築、修繕及び災害復旧に係る費用(寄付金、国庫負担金及び国庫補助金の額を控除した額)は、甲が両国橋、乙が境橋に関する部分を負担するものとする。

(その他)

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

三重県告示第31号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第77条の35の8第4項の規定により公示します。

平成28年1月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地		行わせることとした判定の業務	変更年月日
			変更前	変更後		
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	三重県全域	東京都新宿区新宿一丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 福島県郡山市中町11番5号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 島根県松江市中原町6番地 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 広島県広島市中区八丁堀15番6号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 長崎県長崎市万才町3番4号 宮崎県宮崎市川原町5番10号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	東京都新宿区新宿一丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 福島県郡山市中町11番5号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 島根県松江市中原町6番地 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 広島県広島市中区八丁堀15番6号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 長崎県長崎市万才町3番4号 宮崎県宮崎市川原町5番10号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務(株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。) 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5平方メートルを超える建築物(愛知県内又は長野県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。)又はその	平成28年1月15日

		沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	
--	--	-----------------	--	-----------------------	--

三重県告示第32号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

平成28年1月15日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	新設する販売所		新設年月日
	名称	所在地	
一般財団法人 三重県交通安全協会 鳥羽地区交通安全協会	一般財団法人 三重県交通安全協会 鳥羽地区交通安全協会	志摩市阿児町鶴方1975番地	平成28年1月5日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年2月24日まで縦覧に供します。

平成28年1月15日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 海山スイミングクラブ
 - (2) 代表者の氏名
川端 康樹
 - (3) 主たる事務所の所在地
北牟婁郡紀北町海山区引本浦289番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、北牟婁郡紀北町を中心とした地域住民に対し、水泳の指導や水泳選手の育成強化に関する事業を行い、スポーツの振興と地域住民の心身の健康に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年2月24日まで縦覧に供します。

平成28年1月15日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 まごころ

(2) 代表者の氏名

吉田 保

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市国府町 4922 番地の 771

(4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や、生活に関する事業を行い、全ての人がいつまでも自分らしく誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことの出来る地域社会の創設に努め、もって福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 12 月 24 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 安濃津福祉会

(2) 代表者の氏名

斎藤 邦彦

(3) 主たる事務所の所在地

津市夢が丘一丁目 6 番地の 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉や介護、養育を必要とする者、およびその家族や関係者に対して、福祉や介護、養育を提供する事業を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。（「一般乗用旅客自動車運送事業」を含む）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、一志第一土地改良区（津市一志町高野 1198 番地 2）の解散を平成 28 年 1 月 5 日認可しました。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

村山土地改良区（度会郡南伊勢町村山 845 番地）

就任清算人

度会郡南伊勢町村山 1077 番地

加藤 正 喜

" " " 893 番地 3

小山 輝 行

" " " 822 番地

加藤 宏

" " " 958 番地

松本 健一

" " " 807 番地 1

小山 肇

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 28 年 2 月 23 日 (火)	午前 10 時から午後 5 時まで	津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館第 302 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習会手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
平成 28 年 2 月 2 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
（交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。）
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習会手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2991）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

平成 28 年 4 月 30 日をもって、第 43 期三重県労働委員会委員の任期が満了となりますので、第 44 期三重県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり委員の候補者の推薦を求めます。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 推薦資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

平成 28 年 1 月 15 日（金）から同年 2 月 26 日（金）まで

4 推薦手続

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。
 - ア 別記様式の推薦書
 - イ 被推薦者の履歴書
- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

ア 別記様式の推薦書

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、平成28年2月8日（月）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は、三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 委員候補者として推薦する者の数

使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦に当たっては、おおむね5人までとします。

6 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町13番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属事業所若しくは会社 又は 労働組合名	地位	備考

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画地区計画
下海老地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画下水道
流域関連松阪市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画地区計画
天花寺テクノランド地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
松阪都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

平成 27 年 12 月 17 日	伊勢市小俣町本町 1026	伊勢市村松町 1375-8 有限会社タカト住宅 代表取締役 玉 分 久 喜
平成 27 年 12 月 21 日	いなべ市員弁町畑新田字中垣内 421-1	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 西 浦 義 樹
平成 27 年 12 月 21 日	松阪市船江町字上大垂 239-7 ほか 3 筆ほか	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井 阪 隆 一
平成 27 年 12 月 21 日	松阪市西野町字清滝 842-1	四日市市川北 2 丁目 14-21 メゾンフィロスⅡ -201 宇 田 雅 俊 宇 田 聖 子
平成 27 年 12 月 21 日	亀山市栄町字柴戸 1407 ほか 3 筆及び川合町字柴野 1252-40	鈴鹿市安塚町 1275 オオトリ住宅産業株式会社 代表取締役 樋 口 博 幸
平成 27 年 12 月 22 日	伊勢市小俣町元町 204-1 ほか 1 筆	東京都江東区木場 5 丁目 10-10 株式会社一条工務店 代表取締役 宮 地 剛
平成 27 年 12 月 24 日	松阪市嬉野田村町字小房前 704-1	松阪市嬉野田村町 136-1 藤 川 博 成 藤 川 愛 莉

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 28 年 1 月 15 日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県統一校務支援システム導入及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 27 年 12 月 24 日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都千代田区平河町 1-2-10 平河町第一生命ビル
アルプ株式会社 代表取締役 山 畔 清 明 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 84,105,121 円
契約金額 84,105,121 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成 27 年 11 月 4 日 |

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 1 月 15 日

三 重 県 警 察 本 部 長 森 元 良 幸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成 28～30 年度 三重県警察本部庁舎外 1 庁舎清掃管理業務
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
入札説明書（仕様書）は、本公告日から平成 28 年 3 月 9 日（水）まで三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

- (3) 委託期間
契約締結の日から平成31年3月31日(日)までとします。
ただし、契約の履行期限は平成28年4月1日(金)から平成31年3月31日(日)までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部庁舎
三重県津市栄町1丁目79番地1 三重県警察110番センター
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。
- (2) 落札資格
- ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」といいます。)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号及び第2号又は第8号について都道府県知事の登録を受けていること。
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
キ 津市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者であること。
ク 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績(6月以上継続の清掃業務実績)があること。
※ エ及びオについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、クについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに13に記載する「調達システムに関する事務を担当する所属」に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書(ICカード)は不要とします。
(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
(5) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書(第1号様式(その2))
(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6

月以内に発行したもの)の写し

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 2(2)キ及びクの落札資格を証明する書類(技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。)
 - (5) 2(2)エ、オ及びカの落札資格を証明する書類(技術提案書提出時点で資格を有していること。)
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は、2部(正本1部及び複写用の副本1部)とします。
 - (3) 原稿サイズは、A4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。)とし、両面使用により頁数は概ね300頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
 - (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください(副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。)
 - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
 - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
 - (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は、0点となり、落札者としません。
 - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。また、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(8) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(9) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(10) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成 28 年 2 月 1 日（月）13 時までに調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあつては、上記日時までに、14 に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、平成 28 年 2 月 5 日（金）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成 28 年 2 月 8 日（月）13 時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式（その 1）を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成 28 年 2 月 10 日（水）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成 28 年 2 月 19 日（金）14 時までに、14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

平成 28 年 2 月 29 日（月）

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより平成 28 年 3 月 9 日（水）14 時までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、平成 28 年 3 月 1 日（火）から同月 9 日（水）14 時までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町 1 丁目 850 番地

指定する郵便局(宛先)：津塔世橋郵便局留め

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：平成 28～30 年度 三重県警察本部庁舎外 1 庁舎清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 3 月 9 日（水）15 時

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 2階入札室

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14に掲げる所属へ平成28年3月8日(火)16時まで連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成28年3月11日(金)16時まで4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 池田

電話 059-222-0110(内線2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Headquarters

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, March 1, 2016 and 2:00 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan,

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 \leq 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について300点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300$ 点 \times (評価基準額 $-$ 入札価格) \div (評価基準額 $-$ 調査基準価格)

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し(聴き取りを含みます。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		地域社会貢献度		20
	全般	業務全般取組姿勢	40	40
合 計			600	600

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年1月15日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成28～30年度 三重県運転免許センター清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。入札説明書（仕様書）は、本公告日から平成28年3月9日（水）まで三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日(日)までとします。

ただし、契約の履行期限は平成 28 年 4 月 1 日(金)から平成 31 年 3 月 31 日(日)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市垂水 2566 番地 三重県運転免許センター

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 8 号について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条第 1 項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

キ 津市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者であること。

ク 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。

※ エ及びオについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、クについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに 13 に記載する「調達システムに関する事務を担当する所属」に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を 12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式（その 2））

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係

る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (4) 2(2)キ及びクの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）
 - (5) 2(2)エ、オ及びカの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
 - (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね300頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
 - (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
 - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
 - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
 - (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は、0点となり、落札者としません。
 - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の108を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。また、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(8) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(9) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(10) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成28年2月1日（月）13時までに調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にとっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又は

ファクシミリ)により質疑申請を行ってください。

回答は、平成 28 年 2 月 5 日(金)までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定(公告)詳細情報」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成 28 年 2 月 8 日(月) 13 時までに「競争入札参加資格確認申請書」(第 1 号様式(その 1))を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成 28 年 2 月 10 日(水)までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成 28 年 2 月 19 日(金) 14 時までに、14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

平成 28 年 2 月 29 日(月)

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより平成 28 年 3 月 9 日(水) 14 時までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、平成 28 年 3 月 1 日(火)から同月 9 日(水) 14 時までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町 1 丁目 850 番地

指定する郵便局(宛先)：津塔世橋郵便局留め

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：平成 28~30 年度 三重県運転免許センター清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。)を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 3 月 9 日(水) 15 時 20 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 2 階入札室

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14 に掲げる所属へ平成 28 年 3 月 8 日(火) 16 時までに連絡し

てください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成28年3月11日(金)16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 池田

電話 059-222-0110 (内線 2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of the Mie Prefectural Driver's License Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, March 1, 2016 and 2:00 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:20 P.M on Wednesday, March 9, 2016.

(4) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan,

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 \leq 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について300点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点=300点 \times (評価基準額-入札価格) / (評価基準額-調査基準価格)

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し(聴き取りを含みます。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

- 5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応
- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。
- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合
- ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。
- イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。
- ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。
- 6 評価項目及び配点方法について
「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。
評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。
- 7 低入札価格調査制度について
低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		地域社会貢献度		20
全般	業務全般取組姿勢	40	40	
合 計			600	600

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
